

市民の時代の到来と消費者立法への参画

バブル経済崩壊後の爪あとは深く、事業の失敗・倒産が増え、不良債権問題で銀行経営も悪化します。90年代後半からは経済立て直しのため、不良債権処理が加速し、中小企業への貸ししづり問題も起こるなど、失業・自殺の増加という深刻な事態も伴いながら、90年代の終わりまでその影響は尾を引きます。そして特に、95年の初めに起こった阪神・淡路大震災と地下鉄サリン事件は、わたしたちの社会がいかに脆弱であるかをあらわにし、社会全体を大きく揺るがしました。

しかし同時に、この年がボランティア元年といわれたことにも象徴されるように、市民の力の大きさと、一人ひとりの想像力や行動力と、多様な連携の大切さに光があてられ、98年のNPO法成立につながっていきます。そしてこれまでの政府・自治体の保護のみに頼らない自立した社会を創りだしていくべきであるとの認識の広がりや、地方分権推進の議論が政府内で本格協議される中で、「あたらしい公共性」という言葉も生まれていきます。

全国消団連ではこの間、引き続きPL法制定運動に全力で取り組み、94年に制定にいたりました。またこの時期は、情報公開法制定や、深刻な被害状況と政府の過失が明らかになった薬害エイズ訴訟支援にも取り組みました。

全国消団連のあゆみ	社会の動き
2月 欠陥商品110番 (38地域992件) 7月 消費者はPL法を望みます7.1集会 政党、省庁、産業界へ要請行動 8月 消費者のための製造物責任法を求める全国代表者会議 9月 情報公開法シンポジウム 11月 PL法早期制定を求める決起集会	4月 農水省・有機農産物等特別表示ガイドラインを施行 5月 プロサッカー・Jリーグ開幕 8月 細川連立内閣発足 9月 冷害による米の凶作と緊急輸入 (平成米騒動) 11月 環境基本法公布
1月 消費者のための製造物責任法の制定を求める全国代表者会議 4月 欠陥商品110番 (43地域、622件) 5月 PL法を被害救済・防止に本当に役立たせるためには!? 5.17集会 11月 消費税引き上げ反対国民集会 11月 消費税街頭宣伝行動	1月 政治改革関連法成立 (衆議院に小選挙区比例代表並立制導入) 6月 製造物責任法 (PL法) 公布 IOCUがCI (国際消費者機構) に名称変更 「価格破壊」が進行
1月 PL連絡会と経済企画庁との意見交換会 (2・6月にも実施) 4月 PL連絡会「消費者のためのPLガイドブック」を発行 6月 情報公開法の制定を求める市民ネットワーク結成 7月 欠陥商品110番 9月 情報開示請求活動	1月 阪神淡路大震災 WTO発足 3月 地下鉄サリン事件 3月 規制緩和推進計画を閣議決定 7月 HIV訴訟人間の鎖 12月 容器包装リサイクル法公布

PL法制定運動—新たな運動の展開の契機に

COLUMN

私の在任中はPL法の制定が消費者運動の中心のテーマとなった時期であった。産業界の抵抗もあって国民生活審議会等の審議が長引き、制定運動は8年ほどの長丁場となったがPL法の制定という目標を実現することができた。この運動はいくつかの点で画期的なものであった。一つは消費者運動として立法運動を成功させたことである。二つにはこの運動には消費者団体をはじめ消費者相談の専門家団体や弁護士、研究者など幅広い人々が参加し、従来の枠を越えた共同活動が展開されたことである。また、全国各地で地道な学習活動や地方議会等への働きかけが行われ、広く世論を喚起する活動が取り組まれたことである。これらの活動が、新たな消費者運動の展開につながっているといえよう。

他のテーマに触れる余裕はないが、トヨタ自動車やパロマなどの事件を見る時、製品安全・企業監視が依然として消費者運動の大きな課題であるとの思いを強くする。



1991年~1997年
全国消団連事務局長
太田吉泰

